

中能登町から転出されるかたへ

中能登町から他の市区町村へ転出されるかたは、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村役場で転入の手続きをしてください。

【手続きができるかた】

ご本人さま、世帯主、同じ世帯のかた

※上記以外のかたが手続きをする場合は「委任状」が必要です

【転入手続きに必要なもの】

① 転出証明書 ②認印 ③窓口に行かれる方の本人確認書類（運転免許証など）

※マイナンバーカードを使用して転入手続きをする場合は、転出証明書ではなく、マイナンバーカード及び暗証番号が必要となります。

次に該当するかたは、転出届のほかに手続きが必要です。

※新住所地での手続きの詳しい内容については、新住所地にお問い合わせください

<input checked="" type="checkbox"/>	対象となるかた	中能登町での手続き	担当課	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証（カード）をお持ちのかた		住民窓口課 72-3132 ①・②・③窓口	改めて登録手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちのかた			カードを持参し手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビネットワークに加入しているかた（音声告知端末が設置されているかた）	加入者変更、もしくは利用解除（音声告知端末など撤去）の手続きをしてください。	企画情報課 (総務庁舎) 74-2803	
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた			手帳を持参して住所変更手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	障害福祉サービス受給者証をお持ちのかた	障害福祉サービス受給者証を返却してください。区分認定を受けているかたは「障害支援区分認定証明書」を発行します。	長寿福祉課 福祉担当 72-3135 ⑤窓口	区分認定を受けているかたは「障害支援区分認定証明書」を持参し、手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	自立支援医療費の支給を受けられているかた	(精神通院)特にありません。		お持ちの受給者証を持参し住所変更手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>		(更生医療・育成医療)受給者証を返却してください。		改めて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちのかた（65歳以上のかた）	介護保険被保険者証を返却してください。 ※転出先が老人ホーム等の場合は、別途お手続きがあります。	長寿福祉課 介護担当 72-3133 ⑥・⑦窓口	要介護・要支援認定を受けているかたは、中能登町が発行する「介護保険受給資格証明書」を持参し、手続きをしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	対象となるかた	中能登町での手続き	担当課	新住所地での手続き
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入しているかた	国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせを返却してください。		改めて加入手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険の被保険者	後期高齢者医療資格取得（変更・喪失）届書を提出してください。資格確認書を返却してください。県外へ転出されるかたには「負担区分等証明書」をお渡しします。		改めて加入手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費を受けているかた	子ども医療費受給資格者証を返却してください。 ひとり親家庭の方は喪失の届出をしてください。 ※転入先の市町村によっては「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、転入先でご確認ください。	健康保険課 72-3129	改めて手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	町墓地公苑の利用者	本籍・住所変更届の提出をお願いします。		様式第9号の提出をお願いします。
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給しているかた	児童手当受給事由消滅届を提出してください。	健康保険課 子育て支援室 72-3134	転入してから15日以内に手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	(特別)児童扶養手当を受給されているかた	住所変更届を提出してください。		住所変更届をしてください。
<input type="checkbox"/>	原付、小型特殊自動車をお持ちのかた	「ナンバープレート」、「顔写真付きの身分証明」を持参して、登録抹消の手続きをしてください（代理のかたが手続きする場合、委任状が必要となります。）	税務課 72-3136	新しいナンバーの交付手続きをしてください。
<input type="checkbox"/>	その他車両をお持ちのかた	軽自動車やオートバイの登録変更手続きは中能登町ではできません。各担当窓口へお問い合わせください。		
<input type="checkbox"/>	町営住宅に入居されているかた	町営住宅退去届を提出ください。	土木建設課 72-3921	
<input type="checkbox"/>	水道・下水道の使用を休止されるかた	水道（下水道）の使用休止の手続きをしてください。「手数料1,000円」と「印鑑」が必要です。	生活環境課 72-3925	

※上記以外の手続きが必要な場合もあります。担当課へご相談ください。